

**里親支援事業業務委託
事業者選定に係る審査基準**

審査項目	審査基準	配点 ①×② (点)	基本 点数 ① (点)	評価 係数 ②																		
1 社会的養護に関する考え方と体制 (配点 25点)	① 事業者による社会的養護に関する業務等の実績が豊富で、かつ、社会的養護に関する考え方が充分であるか。	5	5	1.0																		
	② 業務を遂行できる体制になっているか。また、担当職員について、仕様書に記載の要件を満たし、多様な相談に適切に対応することができる職員の配置が示されているか。	5	5	1.0																		
	③ 多様な支援を実施するための関係機関との連携体制が確保されているか。	5	5	1.0																		
	④ 里親等が気軽に相談出来る場所及び設備等、相談者に配慮した事業所運営(開所時間、曜日等)となっているか。	10	5	2.0																		
2 里親制度等普及啓発、里親研修・トレーニング、里親訪問支援について (配点 60点)	① 里親支援機関の周知や里親の新規開拓、地域の里親制度への理解を目的とした普及啓発のための取組内容は、具体的かつ効果的か。	15	5	3.0																		
	② 養育里親研修、養子縁組里親研修及び未委託里親等トレーニングについて、参加者が参加しやすい実施スケジュールや講師選定、周知方法等になっているか。	15	5	3.0																		
	③ 未委託里親等の養育スキルアップの向上に繋がるような研修内容となっているか。	15	5	3.0																		
	④ 里親等への訪問支援の際の訪問日時や支援内容等について、里親等及び子ども家庭相談センターと円滑な調整ができる実施体制になっているか。	15	5	3.0																		
3 個人情報保護等情報管理体制 (配点 5点)	① 個人情報等の管理上の効果的な対策(運用上の仕組みやルール作り)について記述されているか。 ② 個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策(計画)について記述されているか。	5	5	1.0																		
4 経費 (配点 10点)	① 委託上限額以下の有効な見積額を評価の対象とする。 ② 見積額による評価点は、下の表に定めるとおりとする。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">見積額</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,134,000 円を超え</td> <td>8,300,000 円以下</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>7,968,000 円を超え</td> <td>8,134,000 円以下</td> <td>7点</td> </tr> <tr> <td>7,802,000 円を超え</td> <td>7,968,000 円以下</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>7,636,000 円を超え</td> <td>7,802,000 円以下</td> <td>9点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,636,000 円以下</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	見積額		評価点	8,134,000 円を超え	8,300,000 円以下	6点	7,968,000 円を超え	8,134,000 円以下	7点	7,802,000 円を超え	7,968,000 円以下	8点	7,636,000 円を超え	7,802,000 円以下	9点		7,636,000 円以下	10点	10		
見積額		評価点																				
8,134,000 円を超え	8,300,000 円以下	6点																				
7,968,000 円を超え	8,134,000 円以下	7点																				
7,802,000 円を超え	7,968,000 円以下	8点																				
7,636,000 円を超え	7,802,000 円以下	9点																				
	7,636,000 円以下	10点																				
合 計		100																				

・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。

・提案者が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上である者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、受託候補事業者として選定する。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一つ以上ある提案者は、受託候補事業者として選定しない。

・提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ、審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託候補事業者として選定することとする。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の6割未満の項目が一つ以上ある場合は、受託候補事業者として選定しない。

審査(評価)	配点
極めて高い (極めて良好)	5
高い (良好)	4
中位 (普通)	3
やや低い (やや不十分)	2
低い (不十分)	1